電波法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の目的

2020年以降のIoTや第5世代移動通信システム(5G)の普及等に向けて、新たな周波数を確保するため、既存無線システムとの高度な周波数共用などの取組を進める必要があり、ダイナミックな周波数共用技術の研究開発・実証試験を行っているところ。

ダイナミック周波数共用の実現に向けた法整備として、令和2年4月に、電波有効利用促進センターの業務にダイナミック周波数共用に係る業務を追加することを規定した電波法の一部を改正する法律(令和2年法律第23号。以下「一部改正法」という。)が成立したところ。

本改正は、この法改正に伴い、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則 第14号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するものである。

2 改正の内容

一部改正法による電波法(昭和25年法律第131号)第102条の17第2項第2号の 追加に伴い、施行規則第51条の7における号ずれに対応する。

3 施行日

令和3年4月1日から施行するものとする。